平成２６年（フ）第１０２５号
福岡市中央区平尾１丁目11番20―201号
債務者　森部さお里
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　泰雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６８４号
京都府長岡京市天神４丁目３番24号　長岡コーポ308
債務者　木村次志こと　木村　秀司
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦由加子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３５９号
福岡市早良区南庄３丁目６番26―405号
債務者　一会構想代表永山浩志こと　永山　浩志
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠田　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７０号
福岡県宗像市池田1473番地、住民票上の住所北九州市小倉南区城野４丁目７番５―502号
債務者　占部　昌治
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　珠青
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９４８号
福岡市博多区博多駅南２丁目17番14―307号
債務者　近藤ルミ子
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０４８号
福岡市東区御島崎１丁目８番308号
債務者　古賀　貴信
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６５号
福岡市早良区干隈３丁目11番14号
債務者　中村　泰三
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　文浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０２８号
福岡市中央区小笹１丁目20番43号
債務者　中村　真一
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川副　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５号
群馬県太田市粕川町415番地１、前住所群馬県伊勢崎市曲輪町24番３号
債務者　松井　洋一
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９９号
群馬県太田市東新町212番地　富士ハイツＤ―103号、前住所群馬県太田市東長岡町531番地９
債務者　塩田　喬司
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　頼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１３号
和歌山県新宮市五新８番59号
債務者　藤村　正臣
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第３０２０号
大阪市東淀川区豊里７丁目23番23号　スカイハイツ303号、申立時の住所大阪市東淀川区北江口３丁目１番17―402号
債務者　呑喜帆亭こと　井之口俊哉
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　崇
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３５０号
大阪市中央区博労町３丁目１番８―603号
債務者　平野　拓馬
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６０５号
大阪府豊中市庄内東町４丁目１番18号
債務者　梶應　正明
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９５号
大阪市住之江区南港中４丁目２番16―515号
債務者　中野　史郎
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６６号
大阪府東大阪市西鴻池町１丁目４番８号
債務者　松田　和子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７９１号
大阪府東大阪市友井２丁目１番23号
債務者　辰巳　啓治
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０６１号
大阪市浪速区日本橋東３丁目10番20号　輝勝ビル４Ｆ号
債務者　原　　富弘
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部